

特定空家等の略式代執行による除却について

1. 略式代執行の概要

高島市安曇川町北船木2001番地の空家等は、著しく保安上危険な状態になっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当します。

必要な措置を命ぜられるべき者を確知できずその措置を講ずることができないため、平成30年12月3日付で必要な措置をとるよう公告しました。

しかし、措置の期限までに必要な措置が履行されなかったため、2月20日に法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行により除却を実施します。

工事の完了予定は、3月中旬を予定しています。

2. 建築物の所在地・家屋番号等

別添告示「1 建築物等の所在地」および「2 建築物等の家屋番号等」のとおり

3. これまでの経過および今後の予定

H30年 4月	全ての相続人の相続放棄を確認
H30年 9月	国庫補助金に係る協議・調整
H30年 11月 21日	地元北船木区への説明会
H30年 12月 3日	公告および官報掲載（履行期限H30年 12月 22日）
H31年 1月 23日	解体工事に係る入札
H31年 1月 30日	解体工事に係る契約、業者と自治会長との現場確認
H31年 2月 13日	解体工事に係る記者資料提供
H31年 2月 17日	外周安全防護、仮設足場設置
H31年 2月 20日	記者現地説明会、代執行宣言（宣言後、解体作業開始）
H31年 3月中旬	代執行終了宣言

4. 必要な措置の内容および必要な措置を命ずべき理由

別添告示「3 必要な措置の内容」および「4 必要な措置を命ずべき理由」のとおり

5. 除却後の土地

土地の登記名義人は、建物の登記名義人と同一人物であり、既に全相続人の相続放棄の申述が受理されており、所有者不存在の空き地となります。

6. 除却の費用等

- 除却工事にかかる契約金額： 1,684,800円
（請負業者：株式会社神田建設 代表取締役 神田藤一（安曇川町田中 4242-2））